

●香川県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成26年5月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成24年 3月19日	ケアセンター憩 木田郡三木町井戸 2248番地1	ケアセンター憩 さぬき市長尾西204 番地10	有限会社さぬきヒューネッ ト さぬき市寒川町石田東甲 1136番地6	訪問介護 介護予防訪 問介護
平成24年 3月19日	ケアプランセンター 憩 木田郡三木町井戸 2248番地1	ケアプランセンター 憩 さぬき市長尾西204 番地10	有限会社さぬきヒューネッ ト さぬき市寒川町石田東甲 1136番地6	居宅介護支 援